

災害時福祉支援活動の基盤強化を図るために

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 武居 敏

全国社会福祉協議会をはじめ、各都道府県、市町村社会福祉協議会および各社会福祉法人・施設では、全国的な連携・協働により、災害時に高齢者や障害者などの要支援者の命と健康を守り、地域住民の生活を支える取り組みを進めています。

自然災害が多発するなか、平時から社会福祉協議会をはじめ、福祉関係者による取り組みを進め、発災後の迅速かつ効果的な活動が可能となるよう、基盤強化を図る必要があります。その基盤強化に向けた、以下の事項の支援を要望します。

1. 支援拠点となる「災害福祉支援センター（仮称）」の設置

- 災害時の福祉的支援の総合化を図るために、平時から取り組みを進めることができるよう、広域支援の拠点としての「災害福祉支援センター（仮称）」を各都道府県社会福祉協議会および全国社会福祉協議会に設置してください。
- 各センターには、知識経験を有する「災害福祉支援専門員（仮称）」を配置し、発災時には被災市町村に対し活動の助言・指導ができるよう、仕組みを構築してください。

2. 平時からの人材養成の推進

- 発災後、迅速かつ適切な支援を展開するためには、必要な知識経験を有する人材の確保が不可欠であり、平時からの人材養成が必要です。
- 避難所や災害ボランティアセンターの運営、災害派遣福祉チーム（DWAT）活動等の担い手となる人材養成研修を全国および各自治体で重層的に実施してください。

3. 広域での人的支援の仕組みの構築

- 被災地の人的ニーズに対応するため、都道府県、全国を単位とする広域支援の仕組みが必要です。
- 福祉的支援に関する所定の研修を修了した者を平時から名簿に登録、発災後、被災地からの要請に基づき、「災害福祉支援センター（仮称）」が事務局となって派遣調整を行うことが必要です。そうした仕組みを構築し、派遣を可能とする財源を確保してください。

4. 平時および発災後の活動に関する財政基盤の確立

- 現在、災害時の福祉支援活動に関する財政基盤はきわめて脆弱です。必要な支援を確実に提供するためにも、災害救助費等による公費負担を図ってください。
※災害時福祉支援センター（仮称）の設置費、災害ボランティアセンターの設置・運営費 等

5. 災害時福祉支援活動の法定化

- 災害時の福祉的支援の重要性に照らし、災害救助法、災害対策基本法等の災害法制に「福祉の支援」を明記してください。

社会福祉法人全国社会福祉協議会

社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策委員会

都道府県・指定都市社会福祉協議会

市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉

全国民生委員児童委員連合会

全国社会就労センター協議会

全国身体障害者施設協議会

全国保育協議会

全国保育士会

全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会

全国母子生活支援施設協議会

全国福祉医療施設協議会

全国救護施設協議会

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

全国ホームヘルパー協議会

日本福祉施設士会

全国社会福祉法人経営者協議会

障害関係団体連絡協議会

全国厚生事業団体連絡協議会

高齢者保健福祉団体連絡協議会

全国老人クラブ連合会